

(総則)

第1条 発注者と受注者は、この契約書に基づき、別紙仕様書等に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は製造若しくは供給を一括して請負わせることができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けた場合並びに信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(納入の届出)

第3条 受注者は、物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に届け出なければならない。

(物品の検査)

第4条 発注者は、前条の届出を受けたときは、その日から起算して10日以内に物品の検査を行い、合格したものについては、その引渡しを受ける。

2 受注者は、前項の検査の結果、発注者が納入された物品の全部又は一部がこの契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認めるときは、遅滞なく引き取り速やかに修補し、又は交換しなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したときの損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第5条 前条第1項の規定による引渡しを受ける前に生じた物品の亡失、き損、盗難、紛失等については、発注者の責に帰すべき事由によるものを除き、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、受注者から物品の引渡しを受けた後、当該物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)場合、発注者は受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者は、同項の規定する履行の追完の請求(以下、「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行期間内の履行の追完が不能である、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしている、その他発注者が催告しても履行期間内の履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、何らの催告なくして契約金額の減額請求をすることができる。

4 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、受注者に対して、前2項の請求をすることができない。

5 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない当該物品を発注者に引き渡した場合において、その不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金の支払)

第7条 受注者は、物品を引渡しした後、契約金を発注者に請求し、発注者は、請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

2 発注者は、自己の責に帰すべき事由により契約金の支払いを遅延した場合、受注者に対し、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(契約の変更)

第8条 発注者は、必要があるときはこの契約を変更することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を変更したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、自己の責に帰することができない事由により履行期間中に物品を納入できないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して、書面により履行期間の延長を願い出ることができる。この場合において、受注者は、その願出を履行期間中に行わなければならない。

(部分引渡し)

第10条 発注者が、別紙仕様書等で、履行期間中にその物品の一部について納入することを指定した場合において、受注者が、当該指定部分の物品を納入したときは、第3条から第7条までの規定中「物品」を「物品の一部」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、物品の納入について、その一部が可能となり、当該部分においてこの契約の目的を達成することができるものと認められる場合は、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て納入を求めることができる。この場合において、第3条から第7条までの規定中「物品」を「物品の一部」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(履行遅滞における損害金)

第11条 受注者が、履行期間中に物品の引渡しを完了しない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、履行期間の満了の日の翌日から納入の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した額とする。

3 前項の場合において、前条の規定による部分引渡しを受けたときは、契約金額から当該部分に相当する金額を控除して損害金の額を算出する。

(機密の保持等)

第12条 受注者は、この契約により知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した(第14条から第16条までの規定により、発注者又は受注者が、この契約を解除した場合を含む。)後も同様とする。

2 受注者は、発注者の情報資産を取り扱う場合には、富山市情報セキュリティポリシーその他関連法令等を遵守しなければならない。

(談合その他不正行為に対する賠償額の予定)

第13条 受注者は、この契約に関して、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。)第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。受注者がこの契約の履行を完了した後も同様とする。ただし、規則第37条第1項第1号又は第2号に該当するときであって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合又はその他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず直ちにこの

契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 履行期間中に物品の引渡しを終えないとき又は引渡しを終える見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 契約不適合があったとき。
- (3) 規則第37条第1項各号のいずれかに該当したとき、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 第16条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務の履行が不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると発注者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

第15条 発注者は、物品の引渡しが終わるまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの物品の納入が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

(遅延利息の徴収)

第17条 受注者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金(以下「損害金等」という。)を発注者が指定する期限までに支払わないときは、発注者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの間の日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅延利息として徴収する。

(損害金等の徴収方法)

第18条 発注者の支払うべき契約金額が損害金等(前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。)の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受注者の支払うべき損害金等の額が契約金額を超える場合は、契約金を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項については、規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定める。